

表 新型コロナウイルス感染症に関するノルウェー政府の経済対策

分類	内容
事業者向け支援策	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者向け銀行融資に対し、90%の政府保証を付与(保証枠500億クローネ)。 ●国内債券市場における流動性拡大と資本アクセス向上を目的に出資額500億クローネの債券投資ファンドを設立し、企業から転換社債等を買入れ。 ●イノベーション・ノルウェーの融資スキームの借入限度額を16億クローネ引き上げ。 ●ウイルス流行の影響で売上が30%以上減少した企業に対し、助成金を給付。給付額は、売上減少額、固定費用の規模、政府による閉鎖命令に該当するか否か等を考慮して決定。 ●政府系金融機関イノベーション・ノルウェーと同研究開発支援機関リサーチ・カウンシルを通じた、研究開発型企業に対する総額30億クローネ超の助成金給付。 ●政府系ベンチャー投資機関インベスティノールを通じた、スタートアップ等への総額10億クローネの出資。 ●保育・幼児関連施設に対する助成金給付(総額10億クローネ)。 ●文化、スポーツ、ボランティア部門に対する助成金給付(総額9億クローネ)。
	<ul style="list-style-type: none"> ●2020年に損失を計上する企業に対し、最大3,000万クローネを上限に、2018、2019年の課税収益と相殺し、その分の税額を2020年に還付。 ●VAT、雇用者税、企業・個人事業主の予定納税、特定品目に対する税(CO2など)の納税期限延長(繰り延べ)。
	<ul style="list-style-type: none"> ●一時解雇等の従業員への企業による給与支給継続期間を短縮。一時解雇の場合は15日を2日に、介護休暇は10日を3日に、新型コロナウイルスによる疾病休暇は16日を3日にそれぞれ削減。
	<ul style="list-style-type: none"> ●旅客輸送、宿泊、一部の文化事業に対するVATの軽減税率を12%から8%に引き下げ。 ●2020年1月1日から10月31日までの期間のフライトを対象とした、搭乗者に対する課税の免除。航空関連手数料の一時的免除。 ●商業的な運航が不可能になった国内航空路線の運行の買い上げ(総額10億クローネ)。 ●航空会社向け融資(総額60億クローネ)。政府が90%保証。ノルウェーエアシャトルに30億クローネ、スカンジナビア航空に15億クローネ、ヴィデロー航空およびその他航空会社に15億クローネを配分。 ●主要鉄道輸送サービスの時限的買い上げ(総額5億5000万クローネ)。
従業員、個人事業主、養育者等に対する支援策	<ul style="list-style-type: none"> ●失業手当の拡充。失職初日から給付し、1日当たり給付額を引き上げ。一時解雇者に対しては、年収59万9,148クローネを上限に、給与の全額を給付。 ●失業手当の受給対象にならない個人事業主、フリーランサーに対する時限的スキームによる収入補助金給付。 ●見習い実習生が解雇または一時解雇された場合の一時給付。 ●失業者・一時解雇者向けの技術訓練制度。 ●スヴァールバル諸島在住のEU・EEA域外出身者に対する一時給付。
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人事業主、フリーランサーに対する疾病手当給付(4日目から給付)。 ●子弟の病気看護のためにその親が取得可能な休暇日数を2倍に拡充し、同休暇取得権利を夫婦間で移転することを可能に。個人事業主とフリーランサーにも同条件を付与。
	<ul style="list-style-type: none"> ●失職により収入を失った学生に対する学生ローンへのアクセス拡大。学生ローンの一部は無償の奨学金に転換(総額10億クローネ規模)。 ●保育・幼児関連施設への保護者の対価支払いを一時的に免除。

(出所) ノルウェー政府資料よりジェトロ作成